

# 児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案の概要

## 1. 刑に処せられた者に係る欠格事由の厳格化

### 保育士、国家戦略特別区域限定保育士

【児童福祉法・国家戦略特別区域法改正】

#### 現行の欠格事由

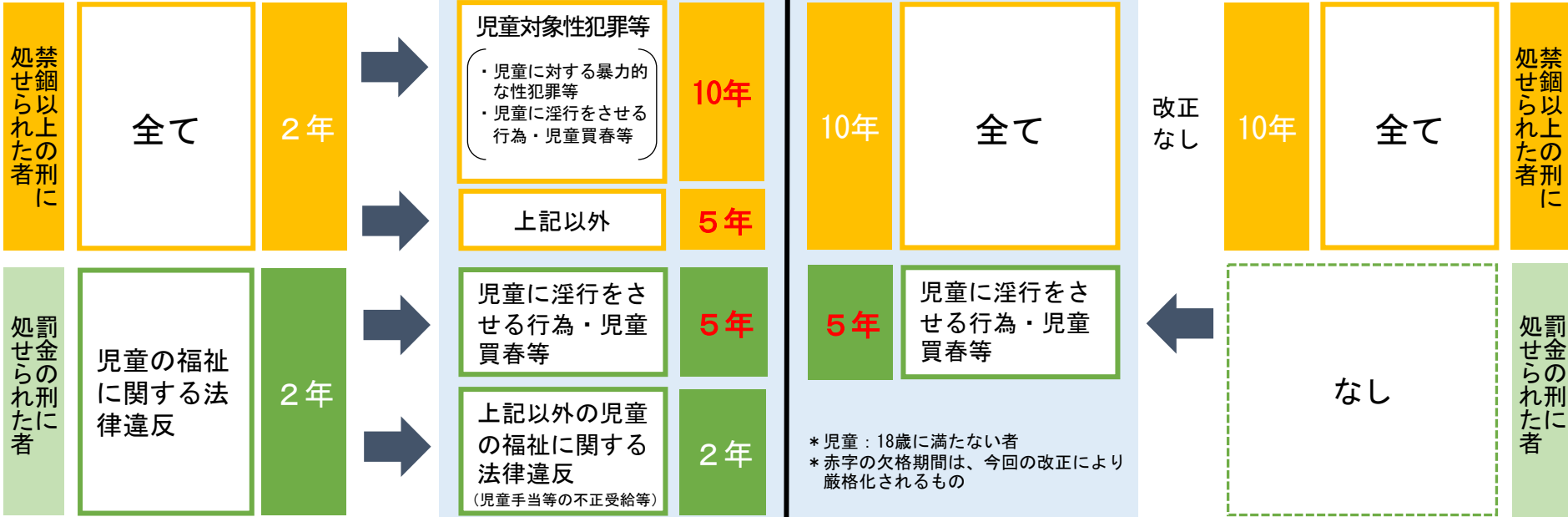
#### 改正後の欠格事由

### 学校の校長・教員、教員免許状

【学校教育法・教育職員免許法改正】

#### 改正後の欠格事由

#### 現行の欠格事由



### データベースの整備

保育士又は国家戦略特別区域限定保育士に関し、児童対象性犯罪等に係る欠格事由に該当するかどうかの判断が迅速に行われるようにするためのデータベースを整備 ⇒必要な措置を講ずることを政府に義務付け

## 2. 「無犯罪証明制度」の整備

児童福祉施設、教育施設その他児童が生活し、又は活動する場（＝児童福祉施設等）において児童に日常的に接する業務に従事しようとする者について、児童対象性犯罪等の経歴を有しないことを公の機関が証明する制度を整備

⇒この法律の公布後2年以内に必要な措置を講ずることを**政府に義務付け**

## 3. その他

- (1) 施行期日 1：公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日、2・3(2)：公布日
- (2) 検討 政府は、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ①保育士、教員等が児童対象性犯罪等又は児童に対するわいせつな行為を行った場合における当該保育士、教員等に対する措置の適正かつ厳格な実施の徹底その他の児童福祉施設等において児童に接する業務に従事する者によりその業務に係る児童に対して児童対象性犯罪等又はわいせつな行為が行われないようにするための方策
  - ②児童対象性犯罪等を行った者の改善更生を一層促進するための方策